

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

記

松山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
松山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号，第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。）），第115条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき，指定介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者，指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は，法で使用する用語の例によるほか，次の各号に掲げる用語の区分に従い，当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーションをいう。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護をいう。

(3) 共生型介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。）をいう。

(4) 基準該当介護予防短期入所生活介護 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。

(5) 指定介護予防短期入所療養介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護をいう。

(6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。

（指定介護予防サービス事業者の指定等を行うことができる者）

第3条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る法第53条第1項本文の指定の申請の場合は、この限りでない。

（人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第4条 指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）（同令第120条の4（同令第142条（同令第159条において準用する場合を含む。）、第166条、第185条、第195条（同令第210条において準用する場合を含む。）、第245条及び第262条において準用する場合を含む。）を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第54条第2項（同令第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項（同令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項（同令第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項（同令第280条において準用する

場合を含む。)及び第288条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同令第237条第2項(同令第262条において準用する場合を含む。)中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第5条 指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防短期入所生活介護、共生型介護予防短期入所生活介護、基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「事業者」という。)は、地震、風水害及び当該事業所の周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。